

メルケル政権下におけるドイツ・東方関係の展開と EU の対露戦略： エネルギーの安定確保をめぐって

フアマン・ミヒャエル*

- I はじめに
- II メルケル政権と EU の東方戦略
- III ロシアを視野に入れた EU エネルギー安全保障確立の課題
- IV 地政学的な対ロシア戦略の課題
- V おわりに

The Development of a New German ‘Ostpolitik’: With Special Reference to Energy Security

Michael Fuhrmann

Recently the broader implications of “Neue Ostpolitik” and its potential influence upon a more coherent EU strategy towards Russia have become widely discussed. This paper aims at clarifying the main aspects of a new Eastern Politics concept under German Chancellor Merkel and its effects upon the EU-Russian relationship, while especially focusing on European energy security.

At first, the main policy changes initiated by Chancellor Merkel concerning the German-Russian relation are outlined and valued with regard to the urgent task of normalizing the German-Polish relationship, which has become a main factor of EU-Russian relations. Then, attention is turned to the necessity of renegotiating a new Partnership

* 本論の内容は執筆者個人の見解であり、勤務先の見解を示すものではない。

and Cooperation Agreement between the EU and Russia, discussing the efforts of securing energy supply from Russia to Europe to which Germany has become the driving force. Finally, the focus is put on the German initiative during its EU Council Presidency in the earlier half of 2007 to embark upon a new Central Asia strategy, in order to discuss the potential of a more geostrategic approach in dealing with Russia's rising energy nationalism.

For the author the limits of a new German 'Ostpolitik' strategy — described by the German Foreign Ministry as “growing closer by interweaving” — serving as a blueprint for strengthening the EU-Russian relationship are obvious. Like for Germany, the transatlantic link as embedded in NATO remains essential for the EU as a whole, and therefore a strong German-Russian tie as initiated by Merkel's predecessor Schroeder does not remain a viable strategic option. Instead stressing the need for a strong EU-Russian strategic partnership, pursuing a form of cooperation that favours a more “selective” way seems more realistic. Therefore, the EU should seek for even closer cooperation in those fields Russia is willing to participate, but to strengthen its efforts to become more independent from Russia especially in regard to energy issues.

Until recently the EU has not experienced concrete forms of foreign threat, but in dealing with Russia's energy supply strategy this has become a vital question. Actually the EU's new Central Asia strategy marks an important step in achieving a broader strategy towards Russia, yet because Russian interests in Central Asia are strongly effected as well, potential for further conflict remains. The EU should consistently diversify its foreign energy imports, while especially Germany needs to reevaluate the potential of nuclear energy in order to underline its strong EU leadership ambitions.

I はじめに

EUは現在重要な転換点に立っている。共通の統治体制を作り上げ特に域内

の経済統合実現に向けて積極的に取り組んできた戦略方針は政治的な深化をいっそう図る必要性を強調する方向に移行しつつある。もっとも、難産の続いている「新基本条約」は新しい「深化フェーズ」の枠組みをもうけているものの、ここで注目したい EU の対露戦略の具体的な指針を示すまでには勿論至っていない。むしろ、拡大 EU の対露戦略の方向性を見極めるためには、特にドイツのロシアとの関係動向を分析することが重要なインプリケーションを提示すると思われる¹。

本稿では、メルケル政権下での独露関係の展開が EU の安全保障確立に示唆する要点に注目し、何よりエネルギーの安定確保で EU が直面している対ロシア外交戦略の重大な問題に焦点を絞る。昨今注目される「新東方外交」(Neue Ostpolitik²)の動向を念頭に置きながら主にエネルギー分野における独露関係の問題整理を行い、EU とロシアの新たな関係構築の可能性を検証してみる。ヘルマン (Gunther Hellmann) はこの脈絡で、ドイツの対ロシア外交政策による EU 東方外交戦略への指導力の発揮に関し、ドイツの一層のイニシアチブを要求し、次のように述べた。「EU における東方政策の模索を成功させるために、ドイツ国内における対東方利害関心をめぐる戦略議論の欧州規模への拡充が必要である。しかし、現在のドイツにおける当該戦略議論は EU を十分に視野に入れておらず、むしろ自国の利害関心に過去のように重きを置くようになった。対ロシア政策を見ると、それは最も顕著である。今後の EU 東方外交はドイツ外交政策が EU において指導力を持てるかどうかのテストケースにもなる」³。

東西の対立が続いた時代、EU の国際戦略は主に経済分野に限定しており、独自の安全保障政策の推進意欲は低かった⁴。だが、冷戦の終焉につれて EU は中欧諸国の EU 加盟実現、ロシアとの関係改善を通して、欧州全体の地政学的な安定化にも取り組むようになった。しかし、EU15 と中欧の新規加盟国との間の対ロシア戦略をめぐる立場の違いやプーチン政権下で強化されたロシアの資源ナショナリズムへの不安により、当初大方の予想が楽観的だったロシアとの協力関係構築が紆余曲折しその限界も視野に入ってきたことで、EU には全加盟国が一枚岩となった対ロシア共通戦略の強化が今後一層必要なものとなっている。そこで、以下のように、本稿の考察を3つの観点に沿って展開し、ロシアの強硬なエネルギー外交政策を視野に入れた EU の対露戦略に及ぼす、メルケル政権下ドイツの対東方関係政策の影響を論じる。

先ずは、シュレーダー前政権で著しく悪化した独米関係と、逆に大幅に強

化された独露関係とは一線を画すメルケル政権下の外交政策の要点を掴んだ上で、EU・ロシア関係に多大な影響を及ぼす独・ポーランド関係の問題点を纏める。それを踏まえて、ドイツ主導のEU 東方戦略のEU・ロシア関係へのインプリケーションを洗い出す。続いて、EU・ロシア関係の、主にEU・ロシア間パートナーシップ協力協定の改定をめぐる成り行きを背景にした問題点を総括する。また、エネルギー安定確保の必要性に基づくEU・ロシア間協力の強化戦略や超大国の蘇生を目論むロシアを牽制しようとする中欧EU 加盟国の影響力をめぐり、ドイツの取るべき姿勢を論じる。最後に、EUの新しい東方戦略における中央アジア戦略を始めとするロシアとの関係発展に関わる主要要素に注目しながら、戦略遂行におけるドイツの役割を浮き彫りにし、ロシアのエネルギー供給を梃子とした地政学的欧州戦略に対して政治力の脆弱さをさらけ出しているEUの戦略的な課題を見極める。

II メルケル政権とEUの東方戦略

1. シュレーダー政権とメルケル政権の外交方針の違い

マイヤー・ワルザー (Reinhard Meier-Walser) が指摘したように、ドイツ連邦共和国の建国以来、積極的な安全保障の確保・促進政策の推進、NATOの政策強化、欧州の統合深化はドイツ外交政策の中核目標である⁵。その実現に向けて、バランスの取れた対米・対仏外交戦略、全てのユニラテラルな外交政策への慎重な姿勢という「不文律」はドイツ外交政策の揺るがない前提となっている⁶。1998年に発足したシュレーダー前政権も上述のドイツ外交の基本を踏襲するかに見えたが、2002年のイラク危機の深刻化を機に、外交政策の重大な方向転換が行われた。それは以下のように段階的に具現化した⁷。

- ①シュレーダー首相は、選挙戦で対立する相手陣営との政治的な差別化のために外交政策を争点にしないという戦後ドイツでのタブーを破り、2002年の総選挙に際し、イラク危機を中心的なテーマに取り上げた。
- ②同時に、シュレーダー首相はバランスの取れた対米・対仏外交戦略という外交の基本を無視し、イラク戦略で米国と対立したフランスに一方的に肩入れした。更に、新しい独仏枢軸にロシアのプーチン大統領を加担させることに尽力し、ベルリン・パリ・モスクワという新しい3極関係を構築した。

- ③イラク戦争に当たり、英国、イタリア、スペインの他、中欧諸国も米国を支援していたことで、ドイツはその対米関係に関して EU 加盟国や当時の EU 加盟候補国、NATO 加盟国の中で孤立した。ドイツの外交政策はマルチラテラリズム路線からの撤退を進めていると国内では広く懸念され、第2次世界大戦までのドイツ帝国形成過程における主要外交戦略を彷彿させる「特有の道」(Sonderweg)として非難された。

イラク戦争終結に伴ってドイツと米国の対立は部分的に回復し、欧州域内での緊張感も緩和してきたものの、独仏の指導者の顔ぶれが変わったことにより漸く対米関係が本格回復に向かい出した。2005年の政権交代で誕生した保革大連立政権のメルケル首相は就任前の外交経験が限られていたとは言え、意外と速やかに外交政策の新しい羅針盤の必要性に気付いた⁸。信頼性と確実性をドイツの外交政策に取り戻すために、メルケル首相は従来の多角的な外交政策の復活に重点的に取り組んでいる。

メルケル政権で外相の座に着任したシュタインマイヤーは1999年から2005年にかけて、シュレーダー第1次、第2次政権の首相府長官を務めたことがある。当初、これでは前政権の外交政策の延長になると考えられていた。だが現実には、シュタインマイヤー外相の外交政策策定への影響力はフィシャー前外相には遥かに及ばないものである。同氏は連邦議会の議席や社民党内の役職を持っておらず、なおかつその現実政治的諸政策の路線に対し党内左派の平和主義者からの批判を頻繁に浴びている。また、例外なくドイツ戦後外交の大物であったブラント、シュール、ゲンシャー、キンケル、フィシャーの歴代外相達とは異なり、2007年11月まで副首相には任命されていなかった。メルケル首相は外交政策に極めて強い関心を示しており、外交政策の実現に直接関わろうとする意志も感じられる⁹。この状況下でメルケル首相は多角的な外交政策の復活に取り組んでおり、前政権の外交政策の見直しは次の5点に及ぶ。①米国との新しい信頼関係構築、②独仏枢軸の柔軟化、③人権の尊重をめぐる国際議論の復活、④EU小国と大国との間の仲介役の強化、⑤トルコのEUとの特権的パートナーシップ構想の推進。

ここでの文脈においては特に④に注目する¹⁰。

2. 独・ポーランド関係

ブラシュ (Buras) によると、現在ポーランドで見られる反独感情の主因は、

マスメディアで盛んに言われているようなドイツの親ロシア政策にあるのではなく、むしろドイツとポーランドで起きている政治的・社会的な変遷に起因する¹¹。1989年以降、ドイツとの外交関係強化はポーランドの各政権にとって最大の関心事だったが、ポーランドのNATOとEUへの加盟が実現されたため、同国が置かれている国際事情は大きく変化した。EUに関して見ると、ポーランドの外交戦略はEUでの存在強化を優先し、その都度自らの政治的な視座に呼応した外交上の協力関係の更新を行うようになっている。この動きに対して、これまでポーランドとの協力関係を推し進めてきたドイツが反発姿勢を強めていることを受け、ポーランドのクファシニェフスキ前大統領は、ドイツによる相互協力関係への関心も現実味を欠く政治的な主張に過ぎず、ドイツはポーランドを国際社会での自律した主体として認めていないと指摘した¹²。

近年、ポーランドの保守政権が展開している対独外交政策はドイツに対する不信感と距離感が色濃く反映している¹³。ドイツとポーランドが15年間傾注してきた和解の成立は現在大きく揺れ動いており、両国の政治エリートには相手国に生じている社会的、政治的変遷への理解力が欠如している。ドイツの対ポーランド政策は例えば大統領と首相を務めることになったカチンスキ兄弟の台頭を成す背景に十分に注意を払わずに行われており、このことはポーランドの事実上の対独政策と同じほど問題視すべきである。なぜなら、カチンスキ兄弟が政権を握るようになったことはポーランドの政治勢力図の塗り替えを意味するばかりでなく、過去15年の外交戦略への多大な非難でもあったからだ。1991年～92年の短い期間を除き、マルチンキエビチとカチンスキの両政権の構成政党はその15年間政府与党であったことはなかったので、1989年に誕生した第3共和国の外交指針を含む主要政策路線との断絶を容易に行えた¹⁴。ポーランドが国際社会への加入を果たしたEU、NATOの加盟は覆えざる結果でも、過去その加盟の実現を最も積極的に推進したドイツとの外交関係は著しく冷却している。カチンスキ政権が第3共和国時代を批判すべき過去のものともみなし、第4共和国の到来を告げた時、ドイツを最大のパートナーとした第3共和国時代の外交方針との決別は必然的結果であった。

共産圏の崩壊後、ポーランドはドイツとの重点的な協力を国際地位の向上に向けて最優先した上で、例えば独仏の緊密な協力関係に加わり同3国が構成する「ワイマール三極会合」の常設化に努めることを通して、欧州の統合

深化への貢献を重視していた¹⁵。また、1991年に締結された善隣友好条約は、例えばナチス・ドイツのポーランド人強制労働者への補償問題や在独ポーランド人への少数民族としての地位が付与されていない問題、ドイツ人のポーランド残留資産の最終的所有権をめぐる問題などを取り上げないことで独・ポーランド間の新しい協力関係に不協和音をもたらしさないようにするためのものだった。更に、当時の歴史編纂の動向や公的議論の傾向で見られるように、ポーランドの第3共和国時代の歴代政権はドイツとの友好関係促進に傾注し、第2次大戦直後のドイツ系住民のポーランドからの強制移住に関しても「ドイツ人追放」という以前は否定された言葉遣いを容認するようになっていた。それに対して、これまで構築された独・ポーランド関係を第4共和国のカチンスキ政権は根本的に批判し、「協力パートナーの適宜変更」をポーランドのEU戦略の新しい基本方針として掲げるようになっていた¹⁶。

3. EUの東方との新たな関係の模索

ポーランドの国家理性にとって、EUの欧州近隣諸国政策（ENP）がロシアに重点を置き過ぎず、特にウクライナ、モルドバ、ベラルーシの安定化と発展に対して十分に積極的な政治的・経済的なコミットメントが発揮されているかどうかは常に重視すべきことである¹⁷。また、これら3カ国及び南カフカス地方がEUのエネルギー安定確保政策などを対象とした地政学的な戦略に十分に反映されるかどうかはポーランドの重大政治的関心事である。しかし、ENPの推進には、欧州の統合過程の全体的な力量の維持に向けて、27加盟国体制となったEUの行動力保持に大きく資するEU改革条約（リスボン条約）の意思決定方式の刷新は必須であり、外交・安全保障の機能強化に関わる個所の発効が不可欠だったが、ポーランドは近年のEU・ロシア関係の強化を強く懸念したことを一因に、EUの抜本的構造改革手続きに顕著な非協力的姿勢を見せた¹⁸。ポーランド政府は、例えば2007年6月のEUサミットでも示したようなEU共通政策実現への強硬な反対姿勢を変えて、EUのロシアとの関係構築に関してよりプラグマティックな外交政策に乗り出さないと、域内での孤立が進むにつれて、EUの東方周辺諸国への影響力が減退する可能性は否めない。

一方、EUにとって特にポーランドの地政学的な位置づけはロシアとの関係の試金石となる。ポーランドの対ロシア利害関心をEUが如何に調整するか

によって、EU・ロシア関係は大いに左右される。そこでEUの小国と大国との間の仲介役の強化を改めて外交政策の優先課題としているメルケル政権の舵取りに注目が集まる。同政権はシュレーダー前政権が1998年に発足させた独・仏・露3極定例会議を踏襲しており、フランスとの協力でポーランド・ロシア間の重要な仲介役を果たそうとしている。しかし、シュタインマイヤー独外相がドイツのEU議長国期間に新しい対東方外交指針として打ち出した標語「関わり合いによる接近」(Annäherung durch Verflechtung)は殊に経済的な射程を有し、ポーランドのロシアに対する牽制志向の本質に十分に配慮しているかどうか問題視された。ポーランドにとって、経済優先の東方政策はほとんどロシアを向いており、自国とその周辺諸国のロシアへの依存度をなるべく低下させたいとするポーランドの重要な政治的インタレストが十分に反映されていないものである。このように、東方政策を模索する上で、ロシアとの関係強化を図るEUに対して、ポーランドが対抗意識を燃やすかどうかはEUにとって常に注意しなくてはならない問題となっている¹⁹。

だが、事実上「関わり合いによる接近」という外交指針にはウクライナ、モルドバ、ベラルーシ、カフカス地方、中央アジアもその射程に入っており、かつ重視している²⁰。特にカフカス地方と中央アジアはその安定化、エネルギー分野でのEUとの協力が重点課題として認識されている。これはドイツがEUに働き掛けた結果で、ポーランドとの共通点でもある。この点に関して、両国のポスト・ソ連地域への関心は実は同質なものである。

一方、ロシアは独立国家共同体(CIS)地域を自らの主な影響圏と見なしていることにより、EUの東方諸国との関係強化戦略に対抗はしているが、ロシアにとっても、同地域の安定化は大きな課題である。ロシアにとって同地域との協力関係を如何に展開できるかは重要な課題であるが、南オセチア紛争を経てCISからの脱退を表明したグルジアのロシア離れや、近年のベラルーシやアゼルバイジャンとのロシア産天然ガス輸出価格交渉で起きた摩擦、決裂が示すように、CIS諸国との政治主導型協力は困難な状況である²¹。

4. EU 東方政策の可能性と見通し

EUが重点的に取り組んでいる課題にEU・ロシア間パートナーシップ協力協定(PCA)の更新があるが、その過程が困難極まるものになる懸念を否めない。なぜなら、EUがウクライナ、モルドバ、ベラルーシを対象とした東欧

3カ国と南カフカス地方との「近代化パートナーシップ」を検討中である現在、同諸国・地域への影響力行使をめぐって EU とロシアは互いに牽制し、緊張が継続しているからである²²。また、ドイツとポーランドの協力が不可欠となっているものの、両国の間で燻り続ける相互不信の他、例えばグルジアの NATO 新規加盟をめぐる賛否両論の鏝競合いが続いており、EU・ロシア関係の発展に大きな足枷となりかねない。更に、EU の中央アジア諸国との関係構築の模索が EU の中央アジア戦略として具現化しつつあるために、EU・ロシア関係に新たな緊張が生じる可能性がある²³。

EU は、2007 年 6 月に採択した中央アジア諸国との協力拡大を盛り込んだ戦略文書を基に、エネルギーを中心とする貿易・投資の拡大、環境対策、民主化促進などで対話を進める考えを示した。エネルギー資源の 5 割を輸入に頼る EU はロシアからのエネルギー供給の不安定化、依存度の高さに危機感を募らせており、中央アジア諸国との関係強化でエネルギー調達が多様化が進むことに期待を掛けている。EU にとって、ENP の該当範囲ではあったものの具体的な政策の動きがなかった中央アジアはこれまでほとんど「空白地」であったと指摘してシュタインマイヤー独外相が、カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタンの 5 カ国との関係強化を訴えた結果、欧州委を中心に関係国との協力強化の枠組みが検討され、2009 年までに協力協定の締結を目指すことになった。

EU 東方戦略の青写真として、シュタインマイヤー氏はドイツの新東方外交政策を取り上げ、EU の東方政策模索上におけるドイツのリーダーシップ要求を暗示した²⁴。「関わり合いによる接近」という新しい対東方外交指針はバール (Egon Bahr) の構想した「接近による変化」政策を連想させるものである。冷戦下で、旧西ドイツの東ドイツ及び中東欧諸国との緊迫関係を大いに緩和したバールの政策を踏襲して、ドイツ外務省は対ロシア協力の強化を独露、EU・ロシア関係の必要条件と見なしている。しかし、このような東方政策は現在では大きなリスクを含んでいるに違いない。ヨフェ (Josef Joffe) が指摘したように、プーチン大統領率いるロシアの外交政策はソフトパワーを欠いており、世界政治の安定化に寄与する意識と能力の限界は明らかである²⁵。2008 年に行われる米国大統領選挙後、同国の対外政策は刷新される見込みであるのに対し、大統領が交代したロシアの国内政策は引き続き抑圧的であろうし、ロシア外交政策の極めて強引な要素が放棄されるとも考えられない²⁶。故に、特にロシアに対して EU が「関わり合いによる接近」という戦略を通

してより信頼性の高い関係を構築できるポテンシャルは小さいと言える。

III ロシアを視野に入れた EU エネルギー安全保障確立の課題

1. EU・ロシア間戦略的パートナーシップの危機

中欧諸国の EU 加盟と、豊かなエネルギー資源に支えられているロシアの強硬な自己主張の結果、EU・ロシア関係には根本的な変化が生じた。それにより、特にシュレーダー政権が追求した緊密な対ロシア関係の構築を EU 東方戦略の中心的な手段に据える選択肢は成り立たなくなった²⁷。ドイツを始めとして、拡大 EU 全体は先ず新しい EU・ロシア関係の主な傾向を確認し、今後の対東方政策を吟味しなくてはならない。EU の現在の課題は特にサマラでの首脳会議で明瞭となった。

2007 年 5 月に、ロシアのサマラ市で第 30 回 EU・ロシア公式首脳会議が開催されたが、懸案であった新 EU・露 PCA は交渉入りの前段階でつまずき、協力関係の停滞局面が露呈した。東欧での米ミサイル防衛施設の建設計画やロシアのポーランド産食肉への輸入禁止措置などでロシアとの対立が深まる中、成果を挙げられなかった。2005 年 11 月以降、ポーランド産食肉に対して禁輸措置を実施しているロシアに反発するポーランドは、同協定の交渉入りを拒否し、旧ソ連兵の銅像撤去でロシアと対立するエストニアと共に、首脳会議の開催見送りを主張した。一方、EU 議長国だったドイツは、2007 年末に更新期限を迎えた同協定について、協力を強化する新協定の締結に意欲を示し、EU の重鎮として力を発揮すると期待されていた。

一方、ロシアのプーチン前大統領は、全加盟国が対ロシア戦略で一致していない EU の政治的な脆弱を突き、エネルギー供給をめぐる強硬な外交政策を遂行し続けてきた。欧州全域を不安に晒しているとはいえ、今後もロシアがエネルギー大国としての地位を最大限利用する見通しは変わらない。そこで、新たな冷戦には至らなくても、かなり「冷え切った平和」の国際情勢となりつつあるとレックマン (Jörg Reckmann) は分析した²⁸。同氏によると、中東欧では過去の歴史が暗い影を投げかけており、現実政治の可能性を低下させ、EU の対ロシア関係に理性を取り戻すことを妨げている。ポーランドやバルト 3 国で反ロシア的な傾向が強まっている一方、ロシアでも民族主義が高まり、冷戦での降伏を修正しようとする動きがある。このような複雑な事

情下で、サマラでの EU・ロシア首脳会議は大きな成果を得られなくとも、対話の続行が何より大事だったはずである。しかし、EU・ロシア関係は具体的な政治・経済政策で一つ誤れば軋轢が常態化しかねない危機を迎えてしまっている。

プーチン氏が大統領職を辞しても今度は首相として力の外交に出るとの見方で EU 加盟国は一致していたが、その懸念は早くも 2008 年に勃発したグルジア紛争で現実のものとなった。今後も共通の外交政策が存在しない限り、EU にとって適切な対策を決めることは至難の業である。結果的に、EU・ロシア間の戦略的パートナーシップ遂行が大きな危機に瀕している。ウィンター (Martin Winter) も指摘したように、ロシアは EU 加盟国内の対ロシア戦略をめぐる不協和音を利用し続け、EU をポーランドやバルト 3 国のような対ロシア強硬派と、独仏など親ロシア派に二分させようとする傾向が続くだろう²⁹。言うまでもなく、特にロシアの対欧州エネルギー戦略に翻弄されている EU にとって、それに十分に対抗できる共通のエネルギー安定確保政策の実施は極めて大きな課題である。

2. EU の対ロシアエネルギー安定確保問題

EU・ロシア関係の法的な基盤を成す PCA の射程をみると、経済関係の強化政策、とりわけエネルギーの安定確保が圧倒的に重視されていることは明瞭である³⁰。EU は何より、各加盟国共通の対ロシア政策を生み出すことが必要であるが、それを経済の側面から見れば、EU のエネルギー市場の規制緩和・調和とロシアのエネルギー市場の自由化を総合的に促進することで、両者の対内直接投資環境が大幅に改善され、双方の経済関係の深化に資するに違いない³¹。

ウムバッハ (Frank Umbach) が指摘したように、ロシアを視野に入れた安全保障政策は従来の軍事的な側面より、ロシアに対するエネルギー依存のリスクに注意する必要性を有している³²。なるほど、現在ドイツとロシア間で結ばれているエネルギー協力関係の更なる発展が将来のリスク回避に向けて不可欠である状況は、エネルギーの安全確保戦略を EU においても外交アジェンダの重要課題とさせている。しかし、ドイツが EU・露 PCA の更新に寄与するためには、ドイツの対ロシア利害関心中と中欧加盟国を含む EU の対ロシア利害関心の乖離を克服しなければならず、それを如何にして乗り越えるか

がドイツ外交政策の試金石となる。

サマラ市での EU・ロシア首脳会議の前に行われた EU 加盟国 EU 大使会議の席上で、リトアニアのマルティコニス EU 大使とドイツのシェーネフェルダー EU 大使が衝突したことは象徴的な出来事である。リトアニアが EU・露 PCA の更新を阻止しようとするのに対して、シェーネフェルダー氏が強い不満を表明し、その戦略の意味を突っぱねた。同会議の出席者の多くはドイツの「ロシア鼯鼠」に呆気にとられていたと言われた³³。リトアニア EU 大使の姿勢の背景には、2006 年 7 月以降、ロシアからの「ドルージュバ」パイプラインによる送油が油管破損を理由に停止されているため、リトアニアの対ロシア関係が急激に悪化していることがある。ドルージュバのベラルーシ向け送油が間もなく再開されたのに対して、リトアニア向け支線への送油は未だに(2008 年 8 月時点)行われていない。リトアニアの製油所を運営するマゼイキウ石油がポーランドの PKN オルレンに買収されることが決まり、ロシアの影響力が低下する見通しになった直後に送油が停止された。ここで、バルト 3 国では停止の長期化はロシアの政治的な意図によるものではないかとする見方が広まり国際政治の舞台にまで引き出されるようになったが、ドイツの対ロシア外交政策はその状況解決に歯が立たなかった。

フランスと英国での首脳交代を機に、メルケル政権の現在の緊密な対ロシア政策に代わって、一定の距離感を置いた対ロシア関係を優先する政策への転換が頻繁に指摘される。しかし、ロシアに対して距離を保つとなると、特にエネルギー戦略も含めて全ての EU 加盟国の結束が不可欠となる³⁴。ロシアからのエネルギー供給が停止された場合、より共通化された域内エネルギー市場が危機の打破に有効に働くだろう。しかし、今までドイツは自国の外交政策の影響力をロシアに対して維持するために、双方の関係に EU 全体のインタレストを十分に反映させておらず、EU のエネルギー市場の寡占状態に積極的にメスを入れることも躊躇してきた。更に、長い間原子力発電の再評価に取り組みず、また、欧州での広域的な天然ガス供給の保障に大いに寄与できるナブコ・パイプライン計画への積極的な参加より、ロシアとドイツを優先的に結ぶ北ヨーロッパ・ガスパイプライン (NEGP) に傾注してきた。

3. パイプライン戦略が複雑化した局面

ロシアが欧州への天然ガス供給を 2 年連続で停止したことを受けて、EU で

はロシアを迂回し中央アジアのガスを直接取り込むナブコ・パイプライン計画の実現に注目が集まった。同パイプラインはトルコのグルジア国境からトルコ、ブルガリア、ルーマニア、ハンガリーを経て、オーストリアと結び、更に他の欧州のネットワーク向けに送ガスを行う計画で、総工費 50 億ユーロ、2009 年に着工し、2012 年に完工する予定だった。しかし、プーチン大統領（当時）が 2007 年 5 月に、トルクメニスタンとカスピ海から北に向かうロシア経由のパイプラインの使用取り決めをまとめ、EU の目論見に打撃を与えた。ロシアはガス輸送ルートの主導権確保を狙い、トルクメニスタンから安価に買い付けた天然ガスを欧州へ転売するという戦略だったと見られる³⁵。

2006 年 3 月に公表された EU エネルギー・グリーンペーパーが示すように、エネルギーの安全確保に関して共通の政策を打ち出すべく努力している EU が、東方からのガス輸入多様化の必要性に直面する中、プーチン大統領はナブコ・パイプラインと基本的に北側に並行して走る自国ガスプロムのブルーストリーム・パイプラインへの支援を EU 諸国に求めていた³⁶。これに対して、同じカスピ海地域からガスを運ぶナブコ・パイプラインは欧州の管轄下に置かれるが、将来、トルクメニスタンとカザフスタンにも延長する計画となっている。ナブコ計画を一つのきっかけに、プーチン政権は中央アジア諸国が資源外交で「ロシア離れ」を強めていることに警戒感を募らせていたが、欧州はロシアのエネルギー支配の脅威に関して十分に団結しておらず、中央アジアでのエネルギー外交政策の強化に一層力を注ぐべきだと思われる³⁷。

確かに 2008 年 4 月に欧州委のフェレロワルトナー対外関係担当委員がナブコ・パイプラインへの天然ガス供給の約束をトルクメニスタン政府から得ることに成功したことが示すように、EU の新中央アジア戦略が徐々に功を奏しつつある。EU は 2009 年から年間 100 億立方メートルのトルクメニスタン産天然ガスを獲得できるようになった³⁸。しかし、ロシアが 2007 年から推進している欧州向けパイプラインの新規建設はナブコ計画の実現を窮地に追い込もうとしている。

NEGP（別名ノースストリーム）に対して、サウスストリームと称される当該のパイプラインはロシア産天然ガスをロシアの黒海沿岸からブルガリアへ輸送した後、中央向けルートと南欧向けルートに分かれる構想となっている。同パイプラインはロシア・トルコ間を結ぶブルーストリーム・パイプラインの延長に代わるプロジェクトで、ガスプロムとイタリアのエネルギー大手エニ社が共同で計画している。2008 年 1 月にロシアはブルガリアとセルビア、3

月にはハンガリーと相次いでパイプラインの通過をめぐる合意取り付けに成功した。ナブコ計画に参画するハンガリーがブルガリアに続いてロシアになびいたことで、EU では同計画の進展に対する懸念が生じている。最終的には、サウスストリームとナブコとの併存で欧州への天然ガス供給が一層保障されるようになるのだが、サウスストリームが実現されればEU の対ロシア・エネルギー依存度の軽減という宿願成就是はまたもや遠のく³⁹。

エネルギー関連でロシアに極めて依存している中欧のEU 加盟国に対して、ロシアがエネルギー供給を故意的に停止すれば、勿論、ドイツのアクションが問われる。換言すると、万が一に備えてドイツは自分のポジションを現在の緊密な対ロシア関係に基づくエネルギー外交政策から正さなくてはならないのである。ロシアが中欧諸国に対して権力政治を更に展開する見通しの中で、中欧諸国のEU における発言力が増した現在、EU の対ロシア政策を牽引するために、今後ドイツはロシアに対してより批判的な外交推進を迫られている。

4. 対ロシア政策で大きなジレンマに直面するドイツ

ドイツの歴代政権は国益のため、特にエネルギーの供給確保をめぐりロシアとの相互関係の強化を推進し、シュレーダー政権時代には両国の「蜜月」を迎えた。現実政治の基本を具現化しているこの政策は、両者の経済的な緊密化によって過去の対立関係構図を塗り替えようとするものである⁴⁰。もっとも、良好な独露関係に基づく対ロシア政策をEU 外交の雛形として活用できるかどうかはドイツにとって極めて難しい問題となっている。なぜなら、ドイツがロシアとの歴史的な関係の克服に専念する姿勢を、必ずしも中欧諸国が黙認するとは限らないことが近年歴然としてきたからである。上述のように、特にポーランドにとって独露関係の行方は現在も不安感を募らせるものであり、ドイツとロシアの間の如何なる取引に対しても、ポーランドの存在を脅かすものではないかどうか極めて敏感に反応する。欧州では、歴史の長くて重い影がとりわけ独・露・ポーランドの3国間関係を覆っており、EU の対ロシア政策の複雑化を招いている。しかし、以下のIV 1.) で取り上げるEU 新中央アジア戦略を2007年前半のEU 議長国として打ち出したドイツはシュレーダー前政権が追求した緊密な独露関係の構築重視政策を明らかに変更している。対欧州強硬姿勢を強めたロシアと欧州諸国との関係が事実上の足踏

み状態にあることを受けて、ドイツは EU・ロシア間で醸成された緊張感を緩和するために、今までの緊密な対ロシア関係を活用しながら、エネルギーの安定確保を始めとして EU のより強力な対ロシア共通戦略の必要性を認識している。

EU はロシアに対して現実的な戦略を更に強化する必要があると思われる。ジングホーフエン (Sven Singhoven) が指摘したように、権力主義に基づくロシアとの緊密な外交協力は非常に困難であることに気付きつつあるが、EU は対ロシア安全保障の確立に向けてロシアの民主主義の強化や共通価値観の促進より、エネルギー、貿易、近隣諸国政策、大量破壊兵器の拡散防止など、EU とロシアの相互依存・共通関心が最も高い分野での積極的な協力推進を目指すことが不可欠である⁴¹。また、ウクライナが希望している EU 加盟や、グルジアを目指す NATO 加盟をめぐる EU・ロシア間の対話の継続はなくてはならないものである。しかし、現在特にエネルギーの安全保障に関し、EU が自らの利害関心を優先させる傾向が顕著になっている。例えば、露・ガスピロムによるカルテル形成の疑念に対して、EU 競争法 (独禁法) の適用の事例が既にある。域内エネルギー分野へ進出し続けるガスピロムの事業戦略をめぐる、EU とロシアが対立する可能性が高くなっており、ロシアの WTO 加盟実現に向けての新たな難関ともなるに違いない。エネルギーをめぐる対立が EU・ロシア関係の大きな不安定要素であり続ける以上、独露関係に今後大きな試練をもたらす可能性は大きい。

IV 地政学的な対ロシア戦略の課題

1. エネルギーの安定確保に期待が掛かる新中央アジア戦略

中欧諸国が EU への加盟を達成した今、EU は新しい周辺国・地域を対象としたより具体的な外交政策が急務となったものの、ソ連邦崩壊後、対中央アジア戦略は EU にとって常に潜在的な課題だった。1990 年代初頭に採択された「安定化・連合プロセス」が中欧諸国の EU 加盟を目標に欧州全体の安定化を図ってきたが、当該諸国の将来の EU 加盟による拡大 EU を想定して、EU が既に 1990 年末以降推進している ENP は地中海沿岸諸国の他、東欧地域 (ウクライナ、ベラルーシ、モルドバ) 及び南カフカス地方 (カザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン) に焦点を当て、

広域欧州戦略として注目されていた。そして、域内の統合過程から得た地域統合のノウハウを活用し、中央アジアでも安定、安全、繁栄の実現に寄与するために、EUは2007年上半期のドイツ・EU議長職期間の最終日に漸く新中央アジア戦略を採択した。同戦略は中央アジアでの「開かれた社会」の誕生を目指し、EU並みの法体系による法の支配を最優先する政策を取っているとはいえ、特に同地域からのエネルギーの安定供給確保の仕組み作りに重点を置いている。

ドイツ企業の要望に応じて、EUは中央アジアのエネルギー生産に積極的に関わることとなったという経緯があり、新中央アジア戦略の重点政策は同地域で既に長期活動するドイツ企業などEUの民間事業を支援する。同戦略下では対象諸国が環境の保全向上に協力しながら、石油と天然ガスを欧州へ輸送する見返りに、EUは現地での水力発電の開発に重点的に取り組むことを約束している。また、ロシアの資源ナショナリズムに十分に対抗すべく、中央アジアのエネルギー資源の開発、採掘に向けたいかなる選択肢も検討すると強調している。具体的には①EUの域内エネルギー市場の統合方針に倣って、中央アジアでの共通エネルギー市場の設立を支援し、②EUからの投資を活発化させる、官民パートナーシップ（PPP）の促進と、③エネルギー分野でのEUと中央アジア諸国との技術協力の推進に着手する。更に、カスピ海と黒海間の新しいエネルギー輸送回廊の確立を目標とし、総合的な支援を約束している。

ドイツが主導する新中央アジア戦略は独エネルギー大手の同地域における事業拡大戦略に合致するものである。ただし、エネルギーの安定供給に新しい供給先が不可欠だとする独・エーオン社は、欧州へのエネルギーの安定確保に占める中央アジアのエネルギー資源の比重は、同地域の天然ガスが今後ロシアを経由して欧州へ輸送されるのかトルコ経由で欧州へ輸送されるのかに左右されるとしている⁴²。また、欧州企業の中で、中央アジアに最も積極的に進出しているのはドイツ企業だが、エネルギー大手企業の内、化学大手BASFの子会社ウィンターシャルだけが中央アジアで大規模な事業を展開している。トルクメニスタンで同社は天然ガスを採掘しており、2007年7月に事業の大幅拡大可能性を示唆した⁴³。一方、2004年に締結されたカザフスタン国有石油開発・輸送会社カズムナイガスとの戦略的なパートナーシップにより、カザフスタンでの事業強化に期待が掛けられるが、現在カザフスタン政府はロシアのガスプロムとの協力強化を優先する傾向が強まりつつある⁴⁴。

2. 中央アジアの安定化課題

ドイツ外務省の政務次官エアラー（Gernot Erler）によると、新中央アジア戦略は対象諸国での安定と安全、繁栄の実現に貢献することを目指しており、当該諸国での EU の政治的な影響力の拡大を狙っているものではない⁴⁵。EU の新中央アジア戦略は中央アジア担当 EU 特別代表（EUSR）の政治顧問を務めるドイツ人のビクトル・リヒター（Viktor Richter）を中心に推進されており、その効率的な展開のため、EU の 2007 年～13 年予算からは従来の 2 倍となる 7 億 5,000 万ユーロが拠出される。2007 年以降、EU の外務担当部署トロイカ（EU 現・次期議長国外相、EU 理事会事務総長／共通外交・安全保障政策上級代表、欧州委対外関係担当委員で構成）は毎年中央アジア諸国首脳との会議を開催し、EU の代表部を各国に開設している⁴⁶。そして、EU が中央アジアの安定化協力というカードを如何に効果的に活用できるかで、EU・ロシア関係も少なからず左右されることとなる。従って、中央アジアでの存在感が強まることを通して、新中央アジア戦略は必然的に EU がロシアの牽制を狙える重要な要素も含んでいる。中央アジアの安定化に多大な関心を持つロシアは EU のイニシアチブを歓迎する一方、同地域が独自の対欧州エネルギー戦略を確立するようになることを今後も阻止しようとするに違いない。

一方、新中央アジア戦略は基本的人権と市民権の保障問題に配慮し、対象諸国での人権尊重の徹底化も重要な目標としているが、近年、EU の中央アジア諸国との関係は必ずしも良好だとは言えない。殊に 2005 年 5 月にウズベキスタンのアンディジャン市で起きた反政府騒擾事件をめぐり、同国政府が国際的な独立調査団の受け入れを拒んでいるのに対し、EU は兵器・武器、国内の弾圧に用いられ得る設備の対ウズベキスタン輸出禁止措置を課した他、同事件での無差別、かつ不適切な武力行使に直接関与した高官たちの EU 入域制限措置も決定した。その後、2006 年 11 月、ウズベキスタンに大きな経済インテレストを持ち、新中央アジア戦略の採択を自国の EU 議長国期間の一つの重点目標として掲げたドイツは、同国との対話推進のため、先ず EU に働きかけてウズベキスタン政府に対する独立調査団の受け入れ要求を取り下げさせ、2007 年 3 月にカザフスタンで行われた EU・中央アジア 5 カ国会議でのウズベキスタン外相の参加を実現させた。また、同年 5 月に入ってウズベキスタン高官たちの EU 入域制限措置が緩和された結果、新中央アジア戦略を記念する式典に同国外相も出席できることとなった。同戦略は人権の侵害

問題に直接触れているわけではなく、対話強化の必要性に焦点を当てている。

ドイツの中東での安全保障戦略にウズベキスタンは最も重要な要素になっており、EUの新しい中央アジア戦略にも大きな影響を及ぼしている。前述のアンディジャン騒擾事件でウズベキスタン政府との関係が悪化した米国は同国での空軍基地の閉鎖に踏み切ったが、ドイツ連邦軍はアフガニスタンでの作戦に不可欠な輸送基地をウズベキスタンで運営し続けている。その結果、中央アジアでのドイツの影響力は著しく向上しているが、近年に見られるロシアや中国の中央アジアへの積極的な関与も背景に、ドイツの外交政策にとってウズベキスタンを始めとして中央アジア全域でのドイツ及びEUの勢力拡大が重要な課題であり続けるだろう。更に、ドイツ外務省によると、ウズベキスタンはドイツとの協力、対話を重視しているとのことだが、実際にはロシアの存在は極めて強い⁴⁷。それを裏付けるように、2007年5月に露・ルクオイルはウズベキスタンのカンディム・ハウザク・シャディ・ガス田の開発プロジェクトに約3億ドルを2007年中に投資すると発表している⁴⁸。

3. 地政学的な対ロシア戦略の必要性

1999年のポーランド、チェコ、ハンガリー、2004年のバルト3国、スロバキア、スロベニア、ルーマニア、ブルガリアのNATO加盟によってNATO・ロシア関係が多大な影響を受けたのと同様に、1999年以降の欧米関係における勢力図にも大きな変化が生じた。近年の中欧主要国でのミサイル防衛(MD)基地・関連施設の建設計画などが示すように、勢力均衡というパラダイムを依然として重視する米国の対欧州戦略は東西欧州をロシアを牽制するための橋頭堡と見なし続けているが、欧州で勢いを増しつつある域内統合の動きは、同地域でのNATO覇権を始めとして米国の影響力を減退させている。EUの東方拡大とENP上でのウクライナ、ベラルーシ、モルドバとの協力、更新に手間取っているとはいえ、重要なエネルギー協力戦略を生み出したEU・露PCAの他、特に1999年のユーロ導入により新たな段階に入ったEU統合過程、「ベルリン・プラス」枠組み(1999年決定)に基づき2002年に取り決められたEU・NATO協力によって、EUがNATOの資産・能力を使用できるようになったことなどは、対ロシア橋頭堡としての機能を低下させたに違いない。更に、2007年2月にミュンヘンで開催された第43回ミュンヘン安全保障会議でのプーチン大統領のNATOへの強い批判に注目すると、その対象とするところ

は米国主導の戦略であり、EU に的を絞ったものではないことは明瞭である⁴⁹。同発言の要旨はロシア側の EU・ロシア間戦略的パートナーシップ継続への根本的な関心を示すものだった。

一方、2002 年の NATO・ロシア理事会創設以降、EU とロシアとの軍事的対峙が緩和していることもあり、ブッシュ政権は EU の東方拡大により再び不安定になった EU・ロシア関係を利用しようとしてきた。特にポーランドとチェコでの MD 計画推進を通して、対ロシア勢力を再度強化することを狙っていると考えられる。EU は東方への拡大により、中欧新規加盟国のロシアとの微妙な関係から生じる様々な問題も継承しており、対ロシア関係の更なる安定化を図らざるを得なくなっている。旧加盟国と新規加盟国のそれぞれの対ロシア関係の定義の仕方にこそ「古いヨーロッパ」と「新しいヨーロッパ」の間の不協和音をもたらした要因がある。

ポーランドとチェコでの MD 計画はロシアに対する実質的な脅威ではないにもかかわらず、ロシアがそれを政治的な挑発として受け止めているのは過剰反応とは言えない。結局、米国による MD 計画は EU の安全保障戦略の大きな負担となり、EU・ロシア間戦略的パートナーシップの重大な障害となっている。NATO 戦略の重要な役割を担うようになった EU が、同時にロシアとの戦略的パートナーシップを展開しようとしていることの間で板挟みになっている現在、EU は自らの地政学的な機能を米国とロシアのそれぞれのインタレストを熟慮して模索することが大きな課題となってきた。EU 加盟国の中でとりわけ米国とロシアとの関係強化を外交政策の優先課題としているドイツでの外交政策の議論をみると、「地政学的な」議論の進展が著しい⁵⁰。メルケル政権が米国とロシアの欧州をめぐる戦略的インタレストの間の有力な調停役を務めようとしているように、今後 EU 全体も自らの地政学的な戦略の展開だけでなく、欧州が対象となっている他国の「地政学的対欧州戦略」と渡り合える政治力の具備が不可欠となっている。

V おわりに

EU の対ロシア戦略の主要な方向性を把握するために、メルケル政権下におけるドイツ・東方関係の展開に注目し、分析の軸とした。元々、1994 年に完了したロシア軍の統一ドイツからの撤退に伴い、対ロシア関係の重要度はドイツにとって大きく低下した。それにもかかわらず、コール政権はエリ

ツイン政権下の民主化政策を積極的に支援し、コール首相とエリツィン大統領の友情関係は後のシュレーダー・プーチン関係と同様に親密なものだった。1990年代でのソ連邦崩壊に続くロシア国内の大規模な構造改革により、ロシアの外交力は大幅に衰退したが、新世紀になって、再び多面的な攻勢を掛けるようになった。

ロシアは自らのインタレストを欧州で追求するために、緊密な独露関係の維持を重視しているものの、ドイツから見ると、それは、米国との関係を常に優先するEUの中での孤立化を招く大きなリスクとなっている。そこで、ドイツにとって、自らの歴史的、文化的、経済的対ロシア関係を欧州の更なる安定化に活用し、EUの総合的安全保障政策の構築に反映させることが大きな課題となってくる。ヴィーランド・カリーミ (Almut Wieland-Karimi) が指摘したように、ドイツには、ロシアと米国の双方との関係を全く均衡の取れたものにすることが可能だとは考えられない。EUと米国の政治理念の基本的な共有とは異なり、EU・ロシア間には価値観の相違が著しく、対ロシア関係を米国のそれと同質なものとして正当化するわけにはいかない⁵¹。

プーチン政権下のロシア国際戦略がポスト帝国主義とネオ帝国主義のどちらに属しているかという議論で、最近ワランダー (Celeste Wallander) が「超帝国主義」(transimperialism) という新しい概念を提起した⁵²。ワランダーは次のように述べた。「およそ今後10年くらいの中に、ロシア政府が国際レジームの規則に順ぜずにグローバル化された経済ネットワークに参加できない限り、ロシア経済における同政府が統制力を維持できなくなる分野は益々増えていく。(中略) 統合され、モダンなロシアへの期待において西洋は理想を追求すべきだが、そのようなロシアはその政府が展開する超帝国主義を放棄しないことを現実視しなくてはならない」⁵³。また、ロシアの国際戦略を国際政治学の概念で把握する難しさはさておき、ロシアの国際戦略をめぐる、地政学に軸足を置く安全保障政策の必要性も強調される。

ヒンメルライヒ (Jörg Himmelreich) は、ロシアとの「戦略的な」パートナーシップを目指すより、EUは「選択肢を備えたパートナーシップ」(selective Partnerschaft) の形成を優先した方が現実的とした⁵⁴。すなわち、ロシアが協力の意欲を示す分野では連携し、ロシアの政策が欧州の安全保障やエネルギーの安定供給に反する場合には抑制に乗り出すことが要求される。これまで、域外勢力による脅迫行為に未経験だったEUにとって対応力の迅速な整備が死活問題となってきた。それを背景に、ドイツは例えばロシアに対する前向

きな連携重視姿勢や多角的な宥和政策に頼り切れなくなっており、何よりエネルギー政策の再考は急務である。エネルギー分野における EU のロシアへの依存度を確実に低減させるために、ドイツは自らのエネルギー政策を更に多様化する必要があり、殊に原子力の再評価は不可避に思われる。さもなくば、EU がロシアに対して目指す独自のより有力な態勢にドイツは水をさすこととなろう。これを防ぐことが、地政学にも十分に配慮した EU 安全保障政策の確立過程におけるドイツの今後の重要な課題に他ならない。

(2008年9月脱稿)

- 1 独露関係の推移により EU の国際関係政策のベクトルも少なからず変動する。シュレーダー政権とメルケル政権の対ロシア政策が異なることを背景に、EU 域内におけるロシアの捉え方の見直しも促進される。独露関係の有様と EU の国際政策との関係については、例えば以下を参照のこと。Maria YATMANOVA, *Future shape of Russian-German Relations: bilateral or restrained by EU-limits?* (ISA South Conference Papers: Theory and Practice in International Relations), University of Miami 2005.
- 2 DGAP の「新東方外交」(Die neue Ostpolitik) 特集 (DGAP, *Internationale Politik*, 2007/3) を見よ。そこでは殊にエネルギーの安定確保問題に関して、ドイツとプーチン政権下のロシアとの新しい関係に焦点を絞っているが、Gunther HELLMANN の論稿「Deutschland, Europa und der Osten」が拡大 EU でも中心的な存在であるドイツの従来の対米関係重視を不可逆なパラダイムとしているように、独露関係は独米関係に匹敵するものではない見解がドイツの政治研究者内で優勢を占める。
- 3 *ibid.*, p.20.
- 4 EU では共通の国際戦略に関する問題意識は特にグローバリゼーションの潮流に起因する国際経済構造や社会的要因の変遷への対応に重点を置いており、地政学に立脚する総合的な安全保障政策にも十分に注視するところまで進化していない。例えば、2007 年前半に EU 議長国を務めたドイツはグローバリゼーション時代における EU のチャンスとリスクを探るレポートを欧州経済社会評議会 (EESC) に依頼したが、安全保障政策上の問題意識は皆無だった。EESC, *Opinion of the European Economic and Social Committee on 'The Challenges and Opportunities for the EU in the Context of Globalisation'*, *Official Journal of the European Union*, 2007/C 175/16 を参照。
- 5 Reinhard C. MEIER-WALSER, *Neue deutsche Aussenpolitik – Kontinuität und Wandel*, *Politische Studien* (Hans Seidel Stiftung), Heft 408, 2006/7-8 を参照。Karl Rudolf KORTE, *Unbefangen und gelassen. Über die außenpolitische Normalität der Berliner Republik*, *Internationale Politik* (DGAP), 1998/12 も見よ。
- 6 Hanns MAULL, *Die prekäre Kontinuität: Deutsche Außenpolitik zwischen*

- Pfadabhängigkeit und Anpassungsdruck, M. Schmidt, R. Zohlnhöfer (eds.)
Regieren in der Bundesrepublik Deutschland. Innen- und Außenpolitik seit 1949,
2006 を参照のこと。
- 7 Stephan BIERLING, No more “Sonderweg” : German Foreign Policy under
Chancellor Merkel, KAS-lecture series, 2006/9 を参照のこと。
 - 8 Christian HACKE, Deutsche Aussenpolitik unter Bundeskanzlerin Merkel, *Aus
Politik und Zeitgeschichte*, 43/2006 を見よ。
 - 9 2008 年 5 月のロシア大統領交代後におけるメルケル首相とシュタインマイ
ヤー外相の役割分担はそれを裏付けるものである。先ず、大統領交代をきっ
かけに、メルケル氏は対ロシア外交に一段と積極的に取り組むために、大
統領選挙の 6 日後、メドベージェフ新大統領を訪問した最初の首相となっ
た。また、外交儀礼から考えると訪問の順番は当然あるが、一週間後シュ
タインマイヤー氏もロシアを 5 日間訪問した。
 - 10 2005 年 12 月の EU 首脳会議で漸く合意に漕ぎ付けた EU 次期予算案をめ
ぐる最終交渉で見せた建設的な役割は域内で高い評価を得、メルケル政権
下のドイツ外交の調整機能強化への期待を大いに膨らませた。対仏・対露
関係を一方的に優先した前政権とは異なり、中欧の EU 新規加盟国への外
交的関心の高揚に努力しているメルケル政権の最重要課題は、ポーランド
とロシアのどちらにも傾斜せず、双方との良好な外交関係の構築であるこ
とは言うまでもない。しかし、今までのどんなドイツ政権もそれに成功し
たことはない。
 - 11 Piotr BURAS, Die IV. Republik und Deutschland: Eine Anatomie des Misstrauens,
Polen-Analysen (Deutsches Polen-Institut Darmstadt), Nr.3, 2006/12 を参照。
 - 12 Alexander KWASNIEWSKI, „Die Deutschen nehmen uns noch nicht für voll“
Polens Ex-Präsident Kwasniewski über den Irak, das bilaterale Verhältnis und den
US-Wahlkampf, *Der Tagesspiegel*, 2006/11/8 を参照。
 - 13 Kai-Olaf LANG, Pragmatische Kooperation statt strategische Partnerschaft. Zu
Stand und Perspektiven der deutsch-polnischen Beziehungen (SWP-Aktuell),
2004/10 を参照。
 - 14 カチンスキ政権への政治的要求は主にポスト共産主義下の社会体制への強
い批判から生じたものであった。資本主義の行き過ぎに対して標榜される
ポーランド社会の「道徳革命」は、国民の連帯強化と国家の公的生活領域
への影響拡大を掲げている。また、ポーランドの伝統を肯定的に捉えるべ
く、より積極的な歴史教育を開始したことに伴って、ポーランドの外交戦
略も大きく見直された。これらの改革要求と共に、ドイツの対ポーランド
歴史観が変わりつつあるとの懸念も浮上している。
 - 15 L. KÜHNHARDT, H. MÉNUDIER, J. REITER, Das Weimarer Dreieck. Die
französisch-deutsch-polnischen Beziehungen als Motor der Europäischen
Integration (ZEI Discussion Paper C 72) 2000 を見よ。
 - 16 Piotr BURAS, 前掲論文を参照。
 - 17 Jan J. BRZEZINSKI, Polish-Ukrainian Relations: Europe’s Neglected Strategic

- Axis, *Survival*, No. 3, 1993, 26-37 を参照。Stephen R. BURANT, Poland, Ukraine, and the Idea of a Strategic Partnership. *Carl Beck Papers in Russian and East European Studies*, No. 1308, 1999 及び、Mateusz FALKOWSKI, Kai-Olaf LANG, Eine gemeinsame Aufgabe. Deutschland, Polen und die Ukraine im sich wandelnden Europa (IPA Institut of Public Affairs) 2004 も見よ。
- 18 Cornelius OCHMANN, Die polnisch-russischen Beziehungen im Kontext der neuen Ostpolitik der Europäischen Union, *Polen-Analysen* (Deutsches Polen-Institut Darmstadt), Nr.5, 2007/1 を参照。
 - 19 Jochen FRANZKE, Berlin und der neue Osten. Denkanstöße einer ostpolitischen Diskussion, *WeltTrends* Nr.52, 2006 を参照。
 - 20 Alexander RAHR, Konturen einer neuen Ostpolitik. EU im postsowjetischen Raum, *GUSbarometer* (Körper-Zentrum Russland/GUS), Nr. 41, 2006/5 や、Iris KEMPE, Eine neue Ostpolitik, Osteuropa (Deutsche Gesellschaft für Osteuropakunde), 2005/9, pp.21-34 を参照。
 - 21 ロシアはエネルギーを可能な限りの高値で売却する方針を貫く見込みで、政治的な同盟関係にある相手国へのエネルギー支援政策は終焉している。Fariz ISMAILZADE, Russia's Energy Interests in Azerbaijan, (Global Market Briefings, *Russian Foreign Energy Policy Reports*), 2006 及び Steven WOEHREL, Russian Energy Policy toward Neighboring Countries, *CRS Report for Congress* (Congressional Research Service), 2007/11 を参照のこと。
 - 22 Alexander DULEBA, Strategic Framework for the EU's Eastern Policy. In Search for New Approach (Research Centre of the Slovak Foreign Policy Association Policy Paper), 2006 を見よ。
 - 23 Hanns-D. JACOBSEN / Heinrich MACHOWSKI, Neue ostpolitische Initiativen der Europäischen Union – Die Nachbarn der Nachbarn im Visier (International Council for Central and East European Studies), Humboldt Universität Berlin 2007 を参照のこと。
 - 24 シュタインマイヤー外相のベルリン・ドイツ国立歌劇場で行われた講演「Europa neu denken」(2006年8月30日)を参照。
 - 25 Josef JOFFE, Von wegen Kalter Krieg. Putins Machtanspruch klingt bedrohlich, geht aber an der Realität des 21. Jahrhunderts vorbei, *Die Zeit*, 2007/2/5 を参照。
 - 26 Cynthia A. ROBERTS, Russia and the European Union: The Sources and Limits of “Special Relationships”, Strategic Studies Institute of the US Army War College, 2007, p.70 を参照。
 - 27 Hannes ADOMEIT, Katrin BASTIAN, Roland GÖTZ, Deutsche Rußlandpolitik unter Druck (SWP-Aktuell), 2004-12 を参照。
 - 28 Jörg RECKMANN, Kühler Frieden, *Frankfurter Rundschau*, 2007/5/16 を参照。
 - 29 Martin WINTER, In Ruhe mit Russland, *Süddeutsche Zeitung*, 2007/5/16 を参照。
 - 30 1997年に発効したEU・露PCAの具体策としてEUとロシアは2003年のサンクトペテルブルク首脳会議で決めた「共通領域 (Common Space)」構想を推進している。同構想は相互の協力態勢の強化を目標としており、①

- 経済、②自由・安全保障・司法、③第三者からの危機に対する安全保障協力、④学術研究・教育・文化の4分野に分けられている。ここで殊に注目する①の「共通経済領域」はエネルギーと環境問題も包括するもので、「共通欧州経済領域 (CEES)」構想がその基盤となっている。(ロシアでは、CEESはロシアのWTO加盟を一層促進するものとなるという見方があり、EU・ロシア間の貿易障壁の更なる撤廃をもたらすと見られている。確かに、CEESの創設が実現すれば、貿易関係の緊密化が予測され、両者の生産への刺激効果に期待が向けられる。しかし、WTOの標的とCEESの構想とは重大な食い違いがある。前者が国際社会の平等な経済レジームの拡大を目指しているのに対し、CEESの創設によりEU・ロシア間経済環境は大幅に改善されるとはいえ、誕生した新しい経済圏への第三国・地域の進出を抑制するようになる。特にウクライナ、モルドバ、ベラルーシとの貿易環境が悪化する可能性があり、CEES構想におけるEU近隣諸国政策にそぐわない側面を軽視してはならない。) EU・ロシア関係においてエネルギーの安定確保問題は最大の優先課題で、EUの共通外交・安全保障政策に直接結び付けるべきである。Andrew MONAGHAN, Lucia MONTANARO-JANKOVSKI, EU-Russia Energy Relations: The Need For Active Engagement, European Policy Centre (EPC Issue Paper No.45), 2006を見よ。
- 31 しかし、EU・ロシア経済関係を唯一エネルギー・資源の貿易とそれに伴う供給条件の安全保障政策によって基礎付けしてしまわないために、ロシアにはその労働集約型産業と知的集約型産業の国際競争力強化を目指し、制度的・組織的枠組みの改革が不可欠である。それを通して、ロシアは、多くの天然資源豊富な発展途上諸国がその資源の所有にもかかわらず、同資源が欠乏する先進国ほどの経済成長を享受できないリスクの低下に寄与すると考えられる。なるほど、政府の影響力をエネルギー・資源分野の他、多くの産業部門でも拡大させようとするプーチン政権の経済戦略はロシアへの対内直接投資を後退させてはいないが、今後この戦略が大きな制度的・組織的改革なしに功を奏することは疑わしい。Ulrich THIESEN, Perspektiven der Wirtschaftsbeziehungen der EU zu Russland, *DIW Wochenbericht* 16/2007を見よ。
- 32 Frank UMBACH, Europas nächster Kalter Krieg. Die EU braucht endlich ein Konzept zur Versorgungssicherheit, *Internationale Politik*, 2006/2を見よ。
- 33 Bertrand BENOIT, Richard MILNE, Awkward embrace - How disputes are exposing the limits of German 'Ostpolitik', *The Financial Times*, 2007/5/16を参照。
- 34 Kirsten WESTPHAL, The EU-Russian Relationship and the Energy Factor: A European View, K. WESTPHAL (ed.) *A Focus on EU-Russian Relations Towards a close partnership on defined road maps?*, 2005を参照のこと。
- 35 Roland GÖTZ, Die russisch-zentralasiatische Energiegemeinschaft - eine Bedrohung für die europäische Energiesicherheit?, (SWP Diskussionspapier), 2007/5を参照。
- 36 フアマン・ミヒャエル「国際戦略強化の必要性に目覚めつつあるEU(上・

- 下)『世界週報』(時事通信社) 2007 年 1/23 号, pp.10-13 と 2007 年 1/30 号, pp.26-29 を参照せよ。
- 37 『Politische Studien』「Politische Studien-Zeitgespräch mit Dr. Frank Umbach zu Fragen der Energiesicherheitspolitik」(2007/1-2) を参照。
 - 38 Andrew BOUNDS, Isabel Gorst, Stefan WAGSTYL, Deal to ease EU reliance on Russian gas, *The Financial Times*, 2008/4/14 を参照。
 - 39 フアマン・ミヒャエル「資源戦略・ドイツ<死活問題>克服の一手」『週刊 e-World』(時事通信社) 2008 年 4 月 23 日号を見よ。
 - 40 実は、ドイツとソ連の間で既に 1970 年に締結されたいわゆる「天然ガス・ラインパイプ条約」(Erdgas-Röhren-Vertrag) により初めて、両者間エネルギー経済協力が誕生し、1970 年代の東西対立緩和に着実に資した。
 - 41 Sven C. SINGHOFEN, *Strategische Partnerschaft oder neue Konfrontation? Die Zukunft der deutsch-russischen Beziehungen* (Konrad-Adenauer-Stiftung Arbeitspapier 159), 2006 を参照のこと。
 - 42 E.On, Neue Quellen notwendig, www.eon-ruhrgas.com を参照。
 - 43 NewsCentralAsia, German Wintershall to Expand Presence in Turkmenistan, www.newscentralasia.net, 2007/7/4 を参照。
 - 44 その他の、エネルギー分野におけるドイツ企業による事業は主に関連設備の供給に限られており、例えばシーメンスと MAN はカスピ海パイプライン・コンソーシアムのガスタービンの整備などに関わっている。
 - 45 Gernot ERLER, *Towards a new EU Ostpolitik? – Russia, Eastern Europe and Central Asia*, Georgetown University Speech (2007/2/7) を見よ。
 - 46 2008 年 8 月時点、EU 加盟国の内で中央アジア主力 5 カ国に大使館を設置しているのはドイツだけである。
 - 47 ドイツ外務省の国情報 *Beziehungen zwischen Usbekistan und Deutschland* (www.auswaertiges-amt.de/diplo/de/) を参照。
 - 48 ITAR-TASS World Service, Lukoil to start industrial development of Uzbek gas fields, 2007/6/5、また LUKOIL Press-Release, Lukoil Commissions Khauzak gas field in Uzbekistan, 20007/11/29 を参照。
 - 49 プーチン大統領の演説はミュンヘン安全保障会議の URL で閲覧可能。
(www.securityconference.de/konferenzen/rede.php?sprache=en&id=179)
 - 50 Jochen FRANZKE, 前掲論文を参照。また、Sven C. SINGHOFEN, *Strategische Partnerschaft oder neue Konfrontation? Die Zukunft der deutsch-russischen Beziehungen* (Konrad-Adenauer-Stiftung Arbeitspapier Nr.159/2006) や、Kimmo ELO, *Deutsch-russische „Strategische Partnerschaft“: Eine kurzsichtige Strategie oder Handeln im Interesse Europas? *Zukunftsforum Politik** (Konrad-Adenauer-Stiftung) 2006 も見よ。
 - 51 Almut WIELAND-KARIMI, *Die transatlantischen Beziehungen. Der Westen gemeinsam auf dem Weg zu neuen Ufern* (Friedrich Ebert Stiftung, *Kompass* 2020), 7/2007 を見よ。
 - 52 Michael MANDELBAUM (ed.), *The New Russian Foreign Policy*, New York,

1998. Dmitri TRENIN, Russia, the EU and the common neighbourhood, (CER Essay) 2005. Ivan KRASSTEV, Russia vs Europe: the sovereignty wars, www.opendemocracy.net, 2007/9. CSIS/IFRI Seminar, Is Russia a neo-imperial or post-imperial actor?, www.ifri.org, Paris, 2006 などを見よ。また、Celeste A. Wallander, Russian Transimperialism and Its Implications, *The Washington Quarterly*, Spring 2007 を参照のこと。

53 *ibid.*, p.121.

54 Jörg HIMMELREICH, Für eine selektive Partnerschaft, *Berliner Republik* 4/2007 を参照のこと。